

eLTAXの電子申請・届出の利用が可能になりました

(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)



福島県では、eLTAX（地方税ポータルシステム）による法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告サービスに加え、平成28年12月19日から法人設立届等の電子申請・届出サービスの利用が可能になりました。電子申告とあわせて、是非ご利用ください。

福島県で利用できる手続き

電子申告

- ◇ 予定申告
- ◇ 中間申告
- ◇ 確定申告
- ◇ 修正申告
- ◇ 均等割申告
- ◇ 清算確定申告
- ◇ 清算事業年度
 予納申告

電子申請・届出 New!

- ◇ 法人設立・設置届出書
- ◇ 異動届
- ◇ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・
 承認申請書
- ◇ 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

電子申告、電子申請・届出の手続き方法

電子申告

電子申請・届出

- ① eLTAXホームページで利用届出を行い、利用者IDを取得します。
 ※ 電子申請・届出のみの利用の場合は、利用者IDを取得しなくても利用できます。

「eLTAXホームページ」
 <http://www.eltax.jp/>

- ② PCdesk(無料)またはeLTAX対応ソフトウェア
 を入手します。
 ※ PCdeskはeLTAXのホームページから無料で取得できます。

- ②_1 eLTAXホームページの電子申請・届出の画面から
 作成する申請・届出及び提出先を選択します。

- ②_2 利用者情報を入力し、確認します。

- ③ 申告、申請・届出データを作成します。
 ※ 税理士が代理人として申告する場合は、納税者の切り替えを行い、代理人として操作してください。

- ④ 電子証明書を使用し、電子署名を添付します。
 ※ 税理士に電子申告の作成・送信を依頼している場合は、
 納税者の電子署名は不要です。

- ④ 電子証明書を使用し、電子署名を添付します。
 ※ 税理士に電子申請の作成・送信を依頼している場合は、
 納税者の利用IDがあれば納税者の電子署名は不要です。

- ⑤ 申告、申請・届出データを送信します。



eLTAXの操作上のお問い合わせは、eLTAXヘルプデスク
 (電話 0570-081459) までお願いします。

- ※ 上記の電話番号でつながらない場合：03-5500-7010
- ※ 受付時間 9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

「お問い合わせ先」

福島県総務部税務課 直税担当
 電話 024-521-7068